

答 申 個 第 3 9 号

平成27年11月26日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年2月20日付け西区窓第97号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

戸籍全部事項証明書等の個人情報開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第56号）

## 1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示決定は、取り消すべきものとは認められない。

## 2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成26年10月29日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「ふる里の除籍謄本等ルーツの氏名の文字の推移が分る謄本」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

(2) 実施機関は、異議申立人の除籍等に係る以下の書類（公用請求により取得したもの。以下「本件公文書」という。）を文書特定し、個人情報開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年11月12日付けでその旨を異議申立人に通知した。

（開示した公文書）

- 異議申立人の戸籍全部事項証明
- 異議申立人の父及び祖父の除籍謄本
- 異議申立人の父の改製原戸籍謄本

(3) 異議申立人は、平成27年1月22日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

個人情報開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件請求について

異議申立人が求めている文書は、「ふる里の除籍謄本等ルーツの氏名の文字の推移がわかる謄本」である。

### (2) 本件公文書の特定について

実施機関が保有する異議申立人に関する個人情報が記載された公文書のうち、個人情報開示請求書に記載している「ふる里の除籍謄本等ルーツの氏名の文字の推移がわかる謄本」と

の記述に合致するのは、公用で取得した本件公文書のみである。

平成26年9月5日付京都市指令西区窓第12号により「異議申立人対応ファイルに保存された書類一式(50件)」を既に開示しているため、異議申立人は、異議申立人に関するすべての保存文書の中にどの文書が存在するかどうかを承知している。

異議申立人は、異議申立理由において、「課長は文字の訂正の根拠とすべくコピーされました」とし、別の公文書の開示を求めているが、異議申立人も承知しているとおおり、実施機関は、異議申立人に係る除籍謄本等については、本件公文書のみを保有している。仮に、実施機関において異議申立人が持ち込んだ除籍謄本等の写しを作成していたとしても、異議申立人の転籍及び文字の更正の届出(以下「転籍届等」という。)により、異議申立人の文字の更正(訂正)に係る対応は、平成23年6月に完了しており、完了とともに廃棄した可能性が高い。

異議申立人は、「公用のゴム印があると思います」等と主張しているが、本件各公文書の右上ないし左上には「公用」の印字がされている。本件公文書を発行した自治体の戸籍はコンピュータ化されており、公用の「ゴム印」はコンピュータ化前に使用されるものであり、異議申立人の誤解ではないかと推測する。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

開示請求書に、「相続綴りを提出したので課長はコピーした。」と記載している。課長は文字の訂正の根拠とすべくコピーされました。当然のことです。ちゃんと探して情報公開してください。(課長はキ棄したら犯罪になるから絶対処分していませんのニュアンスのことを言った。)

開示請求書に、「公用としてH23/12頃に役所は入手して保存した」と記載している。謄本の1枚目の左上に1.1cm、横2.7cmぐらいの枠で囲ってある「公用」のゴム印を押した謄本があると思います。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が、異議申立人の戸籍等がある自治体から公用請求により入手した戸籍全部事項証明、除籍謄本及び改正原戸籍謄本で、発行日は、平成23年12月14日、同月20日又は平成24年1月31日である。

異議申立人は、個人情報開示請求書において「ふるりの除籍謄本等ルーツの氏名の文字の推移がわかる謄本」としたうえで、「相続綴りを提出したので課長はコピーした。公用

としてH23/12頃に役所は入手して保存した。」と説明を付している。

(2) 文書特定について

ア 「相続綴りを提出したので課長はコピーした。」に係る文書について

異議申立人は、「課長は文字の訂正の根拠とすべくコピーされました」と異議申立ての理由で述べているが、実施機関は、平成26年9月5日付京都市指令西区窓第12号により「異議申立人対応ファイルに保存された書類一式(50件)」を開示しており、異議申立人に関して保有している除籍謄本等については、本件公文書のみであると主張する。

実施機関の説明によると、仮に、実施機関において異議申立人が持ち込んだ除籍謄本等をコピーしていたとしても、平成23年6月10日の異議申立人の転籍届等の提出により、廃棄した可能性が高いとのことであった。また、この転籍届等の提出日までは異議申立人からの苦情等もなかったとのことである。

そうすると、転籍届等が出された日以後において、実施機関が文字の更正(訂正)の事務のために用いる文書を保有しておく合理的理由はなく、また、条例第12条第3項の規定により、実施機関には保有する必要がなくなった個人情報等を速やかに廃棄する義務があることから、廃棄した判断は当然のことであると認められる。

イ 「公用としてH23/12頃に役所は入手して保存した。」に係る文書について

上記(1)のとおり、本件公文書は、平成23年12月14日から平成24年1月31日にかけて公用請求により発行された、異議申立人の戸籍全部事項証明等であり、「公用としてH23/12頃に役所は入手して保存した。」との請求書の内容に合致している。

異議申立人は、異議申立ての理由において、「公用」のゴム印があると思います」等主張しているため、異議申立人はゴム印の押印がないことをもって、本件公文書とは異なる文書を開示するよう求めているものとも思われるが、実施機関に確認したところ、本件公文書を発行した自治体においては戸籍のコンピュータ化が実施されているため、戸籍謄本等には出力時に公用の印字がなされ、ゴム印での押印はなされないとのことである。

当審査会で、本件公文書(戸籍全部事項証明等)を確認したところ、確かにコンピュータ化されていると認められるため、公用のゴム印が押されたものはないという実施機関の説明に、特に不合理な点はないと認められる。

ウ 本件公文書のうち、異議申立人の祖父の除籍謄本には、異議申立人に関する個人情報は含まれていない。したがって、実施機関が当該除籍謄本を本件開示請求において開示したことは妥当ではなく、今後、実施機関においては適切な対応が望まれる。しかし、上記ア及びイのとおり、異議申立人の主張に係る文書が存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はないことから、本件開示決定は取り消すべきものとは認められない。

(3) 以上より、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年 2月20日 諮問（諮問個第56号）  
3月20日 実施機関からの理由説明書の提出  
7月22日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第4回会議）  
8月26日 審議（平成27年度第5回会議）  
9月16日 審議（平成27年度第6回会議）  
10月15日 審議（平成27年度第7回会議）  
11月26日 審議（平成27年度第8回会議）

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。また、異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）